

耐震基準適合住宅に関する
固定資産税減額申告書
(兼受付処理票)

年 月 日

(宛先) 太田市

納税義務者 住 所											
フリガナ											
氏 名											
<small>(法人の場合は法人名、代表者)</small>											
電 話 番 号 ()	—										
個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										

太田市市税条例附則第10条の3第7項、第10項、または第13項の規定により下記のとおり申告します。

申 告 事 項			
家 屋 所 在 地	太田市		
家 屋 番 号			
種 類 (用 途)		構 造	
床 面 積	1階 m ²	1階以外 m ²	合計 m ²
建 築 年 月 日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
耐震改修完了日	年 月 日		
耐 震 改 修 に 要 した 費 用	円		
改修工事が完了した日から 3か月以内に申告ができな かった場合にはその理由			

※注意事項

1. この申告書は、原則として改修工事の完了日から3か月以内に提出してください
2. この申告書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 耐震改修に要した費用を証明する書面
 - (2) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(特定行政庁である地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関、指定確認検査機関が証明したもの)

処 理 欄	減額物件番号	評 価 額	減額対象評価額	固定資産税額	減 額 税 額

耐震基準適合住宅に関する固定資産税減額申告書 説明事項

1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。
- (2) 令和8年3月31日までの間に、費用が1戸当たり50万円を超える耐震改修が行われたものであること。
- (3) 現行耐震基準に適合した工事であることの証明がされたものであること。

2. 減額内容

- (1) 耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が減額されます。

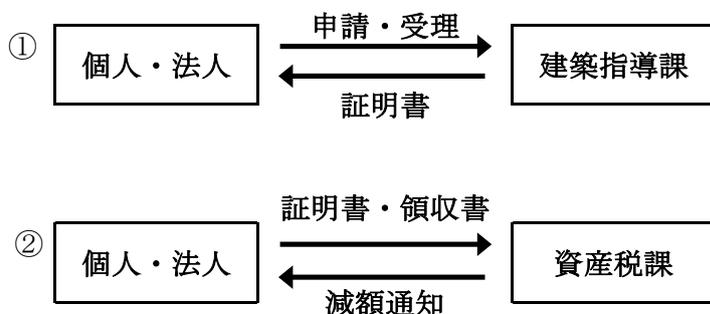
※通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の減額期間は2年間です。

- (2) 1戸当たり120㎡相当分までの税額の2分の1が減額されます。
(改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2が減額されます)

※通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋で、長期優良住宅の認定を受けた場合は、1年目は3分の2、2年目は2分の1が減額されます。

3. 申告の手続き

※①②の順で手続きを行ってください。



※申請に係わる書類についての詳細は建築指導課へお尋ねください。

TEL 47-1837 (直通)

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1819 (直通)
FAX: 0276-47-1870